

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画（素案）に対する市町村意見と対応

資料2参考1

No.	該当頁	該当行	意見等	意見の理由	意見等への対応	市町村名	担当課
1	全体		県条例では「裏磐梯湖沼『群』」と定義・表記されていますが、計画内では「裏磐梯湖沼」としているのはなぜでしょうか？	県条例では、名前の無いような小さな沼なども含めて保全の対象としているものと考えられます。	水質目標の対象となる湖沼を5つの湖沼としていることから、前回改定時に本文中の表記について「裏磐梯湖沼」に統一しております。なお、条例では、裏磐梯地域に存する全ての湖沼として、「裏磐梯湖沼群」を使用しています。	猪苗代町	水・大気環境課
2	17	上表	COD目標値は、北岸部・南岸部で同一値とするのではなく、各種要因を考慮した減少値で表すべきです。 (例：双方1.5mg/lにする目標ではなく、現況から北岸部Xmg/l、南岸部Ymg/lを削減する値を目標値にするなど)	流域人口、流入河川水量、地形、生息生物などのさまざまな理由により現況値に差がある以上、北岸部・南岸部で同一の保全事業を行っても削減値が異なると考えられます。	ご指摘のとおり湖岸部について、湖底の形状、気象及び流入河川の影響など水質は個々の地域的・自然的特性により異なりますが、それが北岸部と南岸部の水質にどのように影響を与えているのか、現在、湖水の水質予測モデル構築の研究を進めており、原案のとおりとします。なお、今後、その影響について、引き続き、研究を進めることにより明らかにしたいと考えています。	猪苗代町	水・大気環境課
3	20	22	「窒素りん除去型浄化槽」となっていますが、他は全て「窒素・りん除去型浄化槽」です。	「窒素・りん除去型浄化槽」に統一すべきと思われます。	ご指摘のとおり修正します。	猪苗代町	水・大気環境課
4	22	14	堆肥化と併せて、堆肥化以外の「適正な処分の方法」を計画に定めるべき。	ヨシやヒシの回収量が増える見込みの中、全て堆肥化することが難しい場合に備え、恒常的な処分方法の確立も堆肥化と同程度必要と考えるため。	県では堆肥化に限らず、バイオマス等の他の利活用方法についても検討を進めていることから「堆肥化等」としてしています。	猪苗代町	水・大気環境課
5	26	5	「融資制度や補助制度を活用し」などに修正。(関連34頁22行)	「福島県特定事業場等の高度処理設備設置事業」は補助事業です。	ご指摘のとおり修正します。	猪苗代町	水・大気環境課
6	26	18	スキー場で使用される硫酸アンモニウムの影響が懸念されるという記載の根拠は何か。	既に影響があるのか、今後想定されるものなのか、記載の根拠を知りたいため。	スキー場で利用される融雪防止剤（硫酸アンモニウム）については、本県での明確な影響は確認しておりませんが、他県のスキー場周辺の河川等において融雪防止剤に含まれる窒素による汚染について報告があることから記載しています。	猪苗代町	水・大気環境課
7	35	2	次のように修正してはいかがでしょうか？ ◆生活雑排水へのひと工夫（関連37頁21行）	狭義の「汚水」は、雑排水+便所排水。さらに狭義の「汚水」は便所排水のみ。	ご指摘を踏まえ修正します。 「汚水の流出防止」→「生活排水対策」	猪苗代町	水・大気環境課
8	36	16	エンジンの種類については、法的な規制が必要と考えます。	法的規制がなければ、2サイクルエンジン搭載ボートの所有者等が呼びかけ等に応じないことが予想されるため。	他県における規制状況やプレジャーボートの利用状況などを情報収集し、効果的な手法について、検討してまいります。	猪苗代町	水・大気環境課